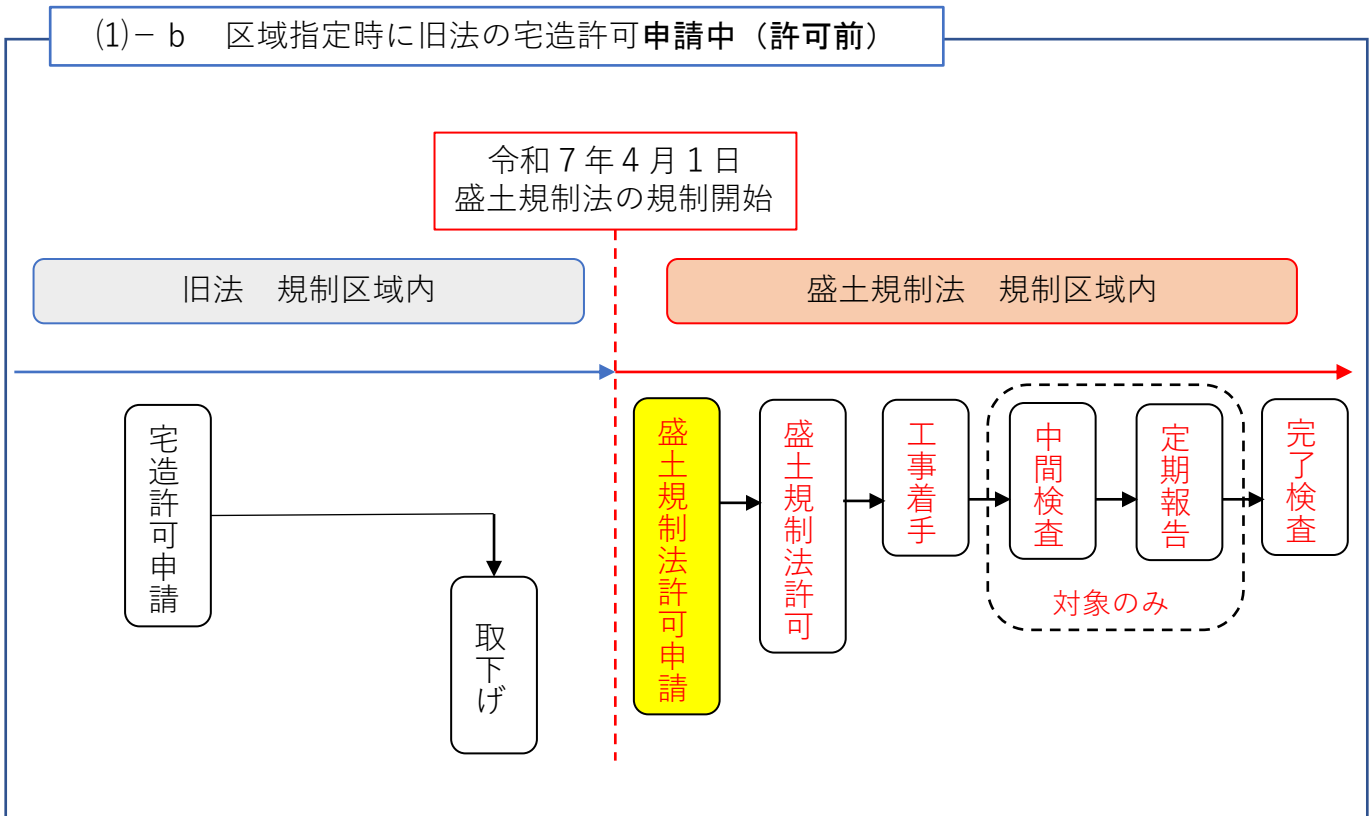
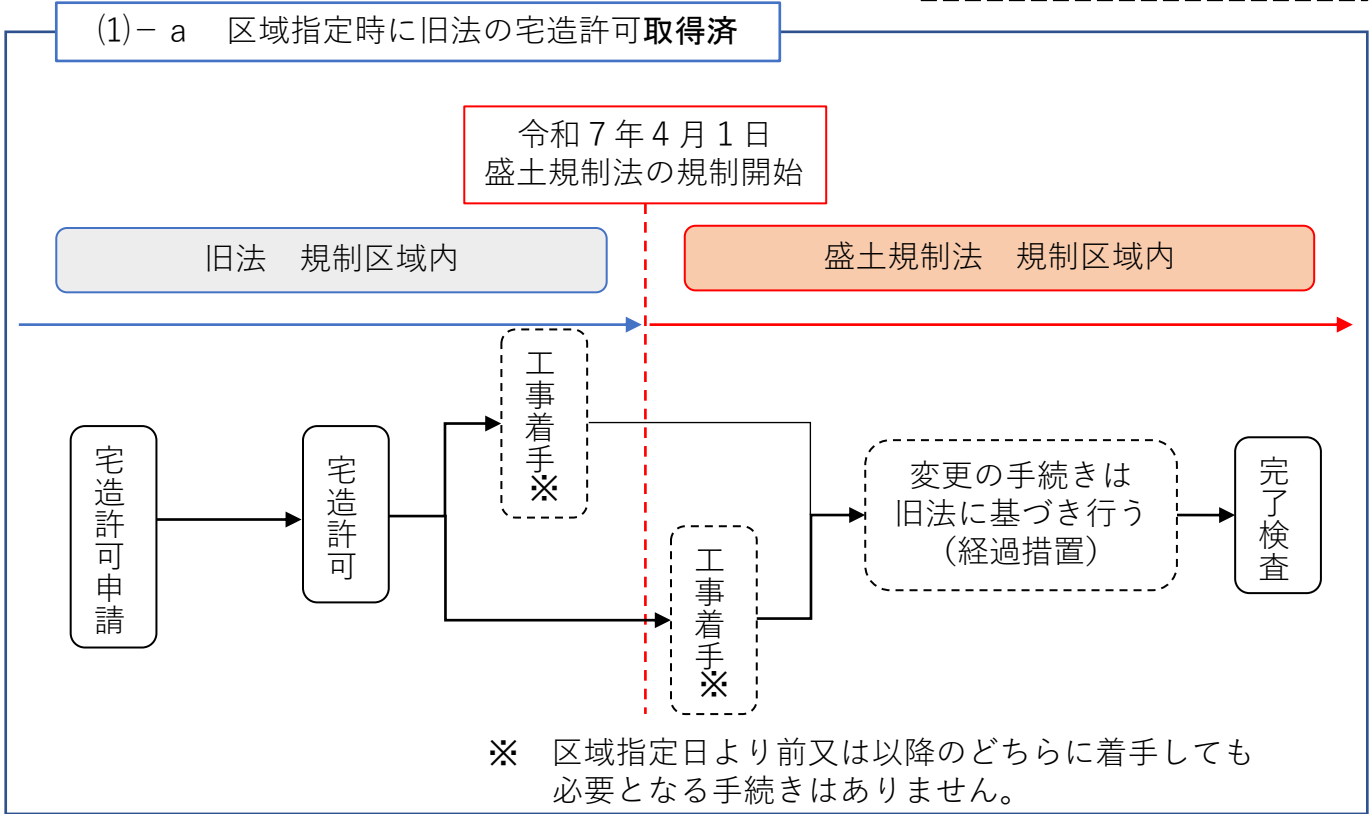


区域指定時前後の許可等の手続き フロー図

凡例
 赤字：新たな技術基準の適用を受けるもの（盛土規制法）
 ■：新たに発生する手続

(1) 宅造許可を取得している（または申請中）場合



(2) 開発許可を取得している（または申請中）場合

凡例

赤字：新たな技術基準の適用を受け
るもの（盛土規制法）

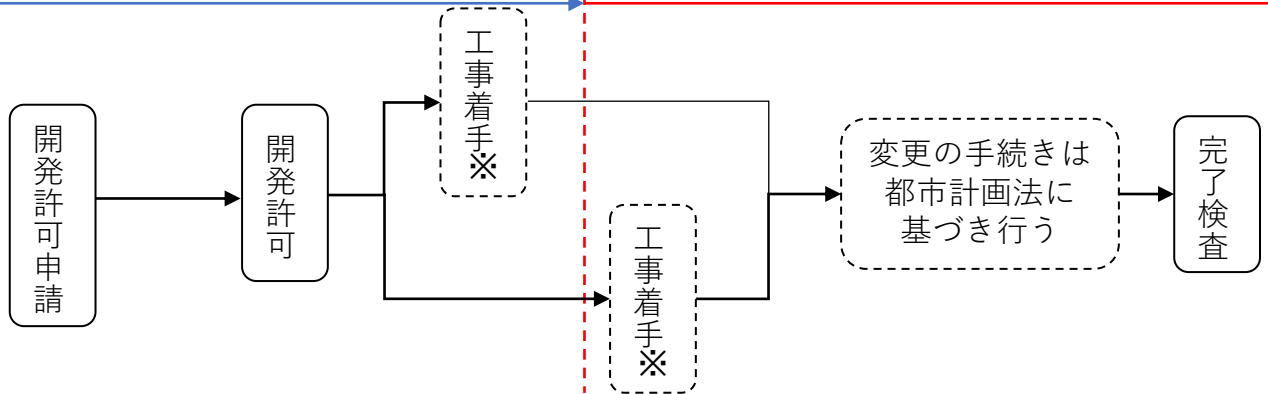
■：新たに発生する手続

(2) - a 旧法規制区域内で区域指定時に開発許可取得済

令和7年4月1日
盛土規制法の規制開始

旧法 規制区域内

盛土規制法 規制区域内



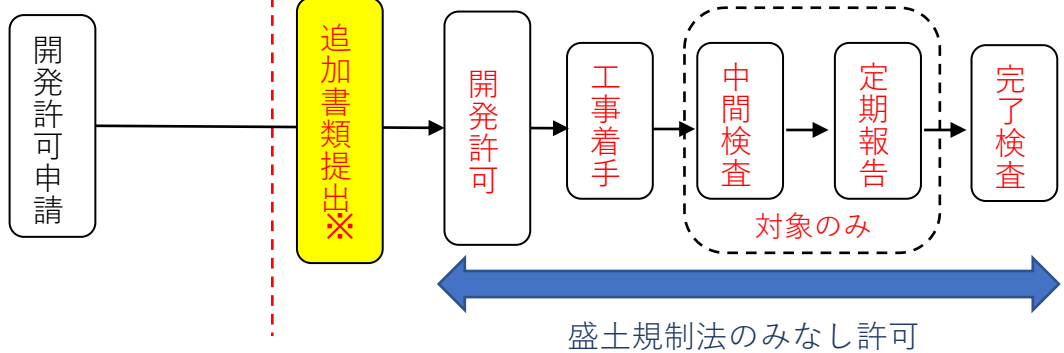
※ 区域指定日より前又は以降のどちらに着手しても必要となる手続はありません。

(2) - b 旧法規制区域内で区域指定時に開発許可申請中（許可前）

令和7年4月1日
盛土規制法の規制開始

旧法 規制区域内

盛土規制法 規制区域内



※ 盛土規制法のみなし許可となる場合は、追加書類の提出が必要となる場合があります。

凡例

赤字：新たな技術基準の適用を受けるもの（盛土規制法）

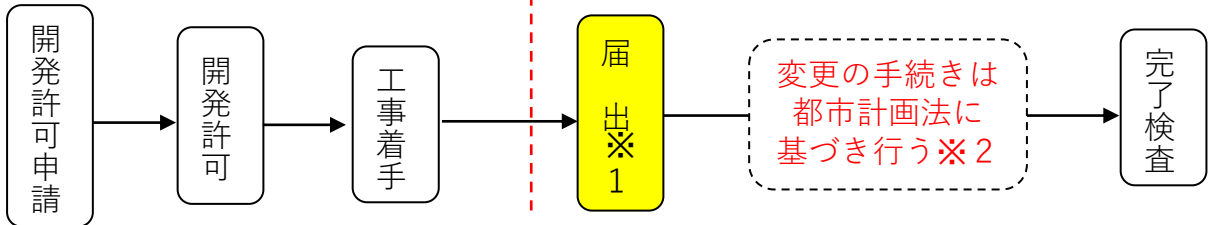
■：新たに発生する手続

(2) - c 旧法規制区域外で区域指定時に開発許可取得済（工事着手済）

令和7年4月1日
盛土規制法の規制開始

旧法 規制区域外

盛土規制法 規制区域内



※1 令和7年4月21日まで

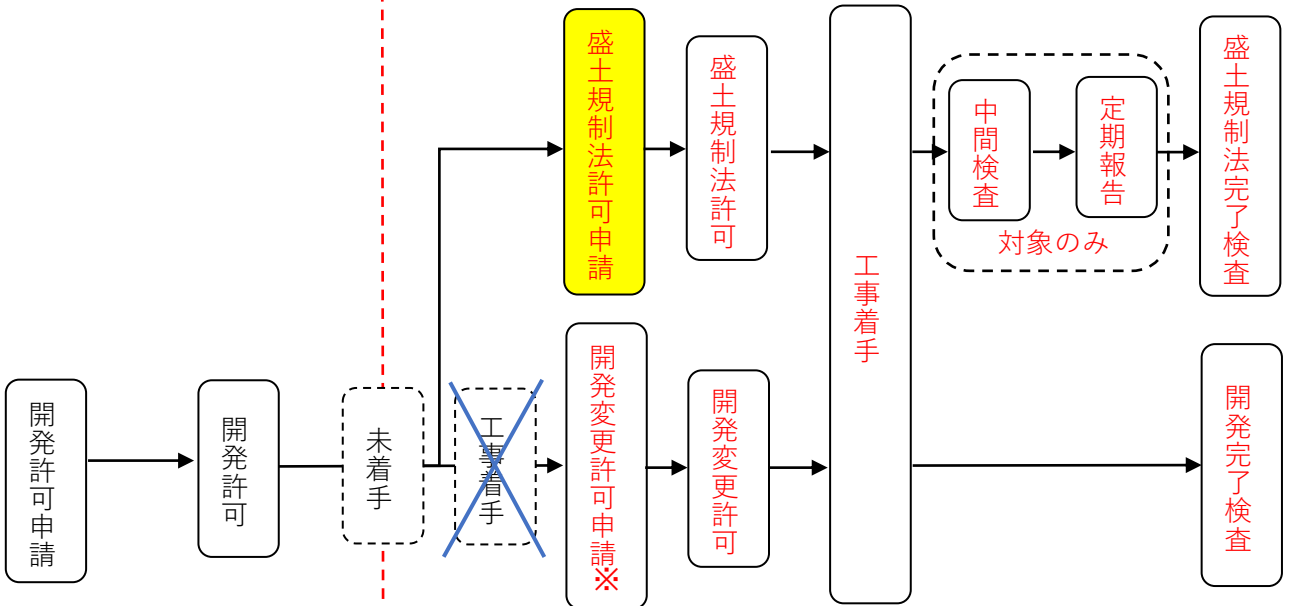
※2 届出内容を大幅を超える規模への変更であれば、改めて盛土規制法に基づく許可が必要となる場合があります。

(2) - d 旧法規制区域外で区域指定時に開発許可取得済（工事未着手）

令和7年4月1日
盛土規制法の規制開始

旧法 規制区域外

盛土規制法 規制区域内



※ 盛土規制法の許可申請の際、開発許可を受けた内容の変更を伴う場合は、開発変更許可申請が必要です。

(3) 開発許可又は宅造許可を要さないもの

凡例

赤字：新たな技術基準の適用を受けるもの（盛土規制法）

黄色：新たに発生する手続

(3)旧法の規制区域の内外に関わらず、新たに盛土規制法の対象となる工事（工事着手済）

令和7年4月1日
盛土規制法の規制開始

旧法 宅造区域内or外

盛土規制法 規制区域内

許可不要

工事着手

届出※

届出内容を大幅に超える規模への変更があれば、改めて盛土規制法に基づく許可が必要となる場合があります。

※ 令和7年4月21日まで

区域指定日より前に工事着手していない場合、盛土規制法による許可申請が必要となります。